

令和6年1月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和6年1月22日(木) 午前9時00分
総合センター(2階 集団指導室)
- 2 出席委員 北村教育長 松尾委員 堤委員 川崎委員 一ノ瀬委員
- 3 事務局職員 出雲学校教育課長 矢川生涯学習課長 梅木主任指導主事
永石新しい学校づくり専門監 山下学校教育課課長補佐
永尾生涯学習課課長補佐 喜多指導主事 堤教育総務係長
今福学校教育係長 本山新しい学校づくり係長
池田新しい学校施設係長 廣滝生涯学習係長
下平指導主事 武富指導主事 前田主査
- 4 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 5 会議に附した議案
付議第1号 有明地域新設小学校の校名について
付議第2号 白石町立小中学校の管理に関する規則の一部改正について
付議第3号 白石町学校教育支援員(スクールアシスタント)配置事業実施要綱の
一部改正について
付議第4号 白石町スクールバス条例及び規則について
付議第5号 令和6年度準要保護の認定について
- 6 動議の提出者 なし
- 7 議事の概要 別紙資料のとおり
- 8 議決事項 附議第1号から附議第5号すべて議決
- 9 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 1名

1 開 会 9:32～

出雲課長

次第の順番を変更させていただきたいと思います。まず、前回議事録の承認を行い、次第5番の附議第1号から第4号までを先行させていただき、その後、次第3番の教育長の報告の順に進行し、最後に附議第5号とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2 前回議事録の承認 9:33～

12月定例教育委員会の会議録を資料により説明。

委員全員承認

5 議 事 9:35～

附議第1号

有明地域新設小学校の校名について

本山係長：別添資料により詳細説明。

応募については、令和5年11月6日から12月8日まで公募を行い、応募者数は697名で応募校名数211件でした。総務部会の一次選考において、7候補に絞り込み、学校づくり準備委員会の二次選考において2候補に絞り込みました。

【選定された2件の校名候補】1つ目が「有明」、2つ目が「ありあけ」今後のスケジュールですが、1月の教育委員会で承認されましたら、3月議会に「学校設置条例の改正案」を上程予定です。

北村教育長：教育委員会として、有明地域新設小学校は「有明」小学校ということで、よろしいでしょうか。それでは、正式に白石町立有明小学校ということで学校設置条例の改正に向けて準備を進めていただきたいと思います。

堤 委員：手続き上のことですが、教育委員会で最終選考したということで、準備委員会に報告されるのですか。

本山係長：議会の日程にもよりますが、次回開催（3月4日）の際に報告したいと考えています。

堤 委員：総合教育会議、教育委員会に対して、準備委員会の方からこの2候補としてあげられ、議会に上程されますので、この2つの候補に対して、どういう意見があったということを明確に議事として整理していただきたいと思います。

本山係長：議事を整理し、「有明」に決まったということ報告したいと思います。

北村教育長：有明地域新設小学校の校名について、よろしいでしょうか。

委員全員承認（附議第1号）

附議第 2 号

白石町立小中学校の管理に関する規則の一部改正について

堤 係長：資料により詳細説明。

定年延長により、60 歳に到達した教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭）は翌年の 4 月 1 日以降新たに「特任指導教諭」という職が設置されるため。

北村教育長：白石町立小中学校の管理に関する規則の一部改正について、よろしいでしょうか。

委員全員承認（附議第 2 号）

附議第 3 号

白石町学校教育支援員（スクールアシスタント）配置事業実施要綱の一部改正について

堤 係長：資料により詳細説明。

白石町学校教育支援員（スクールアシスタント）の勤務条件を統一するため。

北村教育長：白石町学校教育支援員（スクールアシスタント）配置事業実施要綱の一部改正について、よろしいでしょうか。

委員全員承認（附議第 3 号）

附議第 4 号

白石町スクールバス条例及び規則について

山下補佐：資料により詳細説明。

学校再編に伴い、遠距離通学となる児童及び生徒の通学の安全と遠距離通学の負担軽減を目的とし、スクールバスを運行するにあたり、条例を制定する必要があるため。スクールバスを運行するにあたり、スクールバスの使用の範囲、利用対象者等、利用料、運行管理、運行業務の委託など、必要な事項について規定する。

北村教育長：白石町スクールバス条例及び規則について、よろしいでしょうか。

一ノ瀬委員：規則の 9 条第 1 項で、「定められた場所で定められた時刻に乗降すること」とありますが、これがなかなかできない子もいます。利用をすると申し込んだ方が、不登校とか遅刻などにより、乗ったかどうか分からない。あるいは降りたかどうか分からないことで、最近スクールバスの事故が起きているので、この定められた場所で定められた時刻に乗降しない子がいたら危ないという気がしています。乗らなかったからといって、待つわけにはいかないと思います。欠席、あるいは病欠の子がいても、出発するのは当然のことだと思いますが、家を出たのにバスに乗っていない等の、様々な問題が出てくる

と思われます。不登校の子などに対応できるようにした方がいいような気がします。あと14条第5項に「乗降時や車内における利用者の行動や安全等に配慮すること」とありますが、運転手が乗り降りの際に、必ずバスの後ろの座席まで確認されていると思いますが、乗降した事が確認できるシステム等を考えられていないのかなと感じました。

北村教育長：子どものバス利用の際の乗降について危惧される内容ですが、事務局としてはどうですか。

山下補佐：規則に記述する条文としては、定められた場所で定められた時刻に乗降する程度の記述になるかと思いますが、その他に必要な事については、運用の中で規定することになるかと思いますが。

一ノ瀬委員：乗降状況を管理できるシステムが今の時代あるのではないかと思います。定められた場所で、バスに乗らない子もいるかと思われます。そういう事態を想定した場合、何かしら対応が必要だと思います。費用はかかるかと思いますが。

山下補佐：システム、アプリ等いろいろ便利なものがあると思いますので、取り入れるところは取り入れて、運用していきたいと思います。

一ノ瀬委員：バスを利用しない日の連絡は、運転手に伝えられるのですか。

山下補佐：今のところ停留所に来ていなかった場合、運転手は発車しますので、欠席等の場合については、従来通り学校に保護者の方より連絡していただくように考えています。

堤 委員：今の一ノ瀬委員さんの件については、結局乗った子ども達を全員降ろすというのは、多分運転手の責任であると思われますが、乗ったのか乗らなかったという確認に関しては、運転手にとっては無理な話なので、家は出たけどバスには乗らなかったことについて、運転手の責任にならないようにしないといけないので、責任の所在を明確にしておかないといけないと思います。

山下補佐：運用面に関しては、明文化した規則等の規定によらず、また事務手続きにおいても別に規定し、進めていきたいと思っています。

川崎委員：バスの利用対象者については、距離で設定されていますが、第3条第1項（ウ）に、「地理的条件等により通学支援が必要であると教育委員会が認めた者」とありますが、この地理的条件等の「等」には、例えば小学生で、心疾患等で運動制限がかかっている子どもが登校で使いたいと言われたときに、そういう想定をした上での「等」なのか、そこまでは含まない、ただ単に地理的条件だけなのか、この「等」がどこまで含みを持たせてあるのか分かりませんが、身体的条件により、

通学支援は認める文言は特に入らないのでしょうか。

山下補佐：その点についても検討しましたが、まず通学支援は遠距離通学であることを基本としまして、あるいはそれに準じるところで、地理的条件等による通学支援が必要とした場合、例えば白石町の山間部ということで、有明深浦の山手の方でこの周辺の方が、地理的条件等による通学支援が必要であると、教育委員会が判断した場合には支援しますが、疾病とか、身体的な理由というのは通学支援の対象としておりません。おそらくそういった方については、保護者の方が送迎をされていると思います。これにつきましては運用、運行を開始してみないと分からない点もあると思いますが、現時点では、遠距離通学の通学支援、それに準じる地理的条件の通学支援を基本としています。

北村教育長：この件について、他にないでしょうか。

堤 委員：2つ確認したいのですが、まず1つ目は、先ほど一ノ瀬委員さんが確認されたのは、乗降についてのことだと思いますが、私が気になったのは、乗ったときに運転手しかなくて、そこで例えば子ども達同士のトラブルだったり、運転手とのトラブルがないとは限らないと思います。規則の14条「受託者の責務」で、受託者は車両の点検だったり、交通法規の遵守及び安全運転というのは、プロの運転手であると思いますので、その点はきちんと守られると思いますが、普通の乗客とはちょっと違いますので、その子ども達の教育的な部分もあり、それに対する子ども達とのやり取りだったり、そういうことに対し、何かしら対策しないと中学生だけが乗っている状況で、おそらく普通の乗客とは少し違う意味合いが出てくると思われまますので、その辺りを記載してもいいのかなと思いました。

山下補佐：条項の7つの中には、車内の秩序維持に関しての条文はないと思われまますので、秩序維持に関する文について検討したいと思います。

堤 委員：2つ目は、第2条で「遠距離通学となった児童生徒の通学及び部活動への登下校に使用する」というのは、問題もないと思いますが、その後続く「学校が行う教育活動や教育行政推進のための活動に使用する」とありますが、スクールバスの使用に際し、例えば部活の遠征等で使用できないだろうかという声も出てくると思います。実際は、平日の通学に対する安全運行のために使用するため、難しいことだと思います。この学校が行う教育活動というのは、例えば学校の教育課程の中で行われる大きな行事等での送迎を想定されていると思います。その時は、当然使用許可を出していない生徒達も使用されると思います。ここの「学校が行う教育活動」という、そ

の教育活動の中には教育課程外の部活動も含まれてしまうと思います。今、部活動においては地域移行もありますので、例えば学校が行う教育課程内の教育活動に使用するとした方がいいと思われます。地域移行でスクールバスの使用については様々な意見が出てくると考えられますので、思い切って教育課程内の活動のみに使用することを検討いただければと思います。

山下補佐：第2条の学校が行う教育活動というのは、まさしく今ちょっと、堤委員さんが言われる通り、部活動の遠征等での使用は考えていませんでしたので、部活動での使用を外すという明確な記載について検討します。

北村教育長：例えば、町の行事等で中学校の吹奏楽部に依頼して来てもらう場合にバスを使用したりするかと思います。運用に関して検討する必要があると思います。

出雲課長：スクールバスへの乗降においては、運転手の確認が必要だと思われますので、何らかの対応を考えたいと思いますが、乗る予定だった子が乗ったか、乗ってないかの確認ですが、まずは保護者の責任で運用させていただき、その後、改善が必要な場合は、検討していきたいと考えています。

松尾委員：運用面の話になりますが、以前堤委員さんより話された運転手の高齢化のことですが、14条の3項に、「運転者の健康状態に注意を払い、安全運転に期すること」とありますが、高齢ドライバーの事故が増えていると思います。健康管理はしていただいていると思いますが、受託された会社と運用面であらかじめ取り決めの検討をお願いできればと思います。

山下補佐：運用において、受託された会社と取り決め等の協議を行い、十分注意したいと思います。先ほど堤委員さんが言われた車内での運転手と子ども達のやり取り等については、受託者の責務で第14条第5号に「乗降時や車内における利用者の行動や安全等に配慮すること」の中に含まれると考えています。

堤委員：運転手が子ども達に対する指導の仕方等でトラブルにならないように対策が必要だと思います。そういう事に対する研修等が行われるのであればいいと思います。

山下補佐：受託業者との取り決め、協議あるいは指導する事等、検討していきながら整理していきたいと思います。

松尾委員：バスに車内カメラは設置され、録画機能は付いていますか。

本山係長：設置しますし、録画機能も付いています。

北村教育長：白石町スクールバス条例及び規則について、よろしいでしょうか。

委員全員承認（附議第4号）

3 教育長の報告 10：30～

（前回以降の主な動向）

資料より数点を内容紹介。

12/22 U12 全九州バスケットボール大会出場（表敬訪問）

福富小学校3年生の森曜一朗君

佐賀市のバスケットチームに所属し頑張っておられます。

1/8 白石中学校区剣道寒稽古

午前5時30分から白石社会体育館で13日まで開催されました。

1/9 学校給食献立調理発表会最優秀賞（表敬訪問）

白石中学校栄養教諭 川田孝子さんが受賞されました。

1/10 第3回須古城跡調査検討有識者会議

国の指定に向けて、今調査を行っております。

来年度の調査のあり方、また専門的な助言をいただきながら計画をしています。

1/17 第19回白石町子ども子育て会議、第9回白石町子どもの未来応援会議

町の第3期の子供子育て支援事業計画、町の子供計画のためのアンケート調査についての協議がありました。

1/17 部活動改革に係る先進地視察訪問

北海道庁と岩見沢市、沖縄県庁と宜野座村、石垣島から視察に来られ、色々と意見交換ができました。

資料により概要の報告

- ・教育センター日々の授業にきっと役立つコンテンツ

佐賀県教育センターより出されておりますので、しっかりと活用していただきたいと思っています。

- ・拉致問題に関する教材

子ども達にこのことについて関心を持ってもらいたいと思います。

- ・こころの相談室

こころの相談窓口の一覧は配布をしております。

- ・交通事故発生（加害等）状況調べ（令和5年12月26日現在）

12月は、全体で13件（杵西・藤津地域は4件）

- ・市町立学校学級編制基準

これは新標準法に基づき編制され、1学年から5学年までは35人学級。

- ・佐賀県全体の小・中学校の児童・生徒数、学級数の増減
小・中学校児童生徒数は 968 人の減（前年比）

4 連絡事項 10：54～

(1) 問題行動等月別報告について

武富指導主事：資料により詳細説明。

12 月末現在の不登校の状況ですが、小学校で 1 名、中学校で 3 名の計 4 名が新しく挙げられています。12 月については、先月より改善した事案が多かったと思われます。これまで何日か登校できていた子が、12 月には完全不登校になった子が 2 名ほど出ていますが、逆に完全不登校だった子が、学校に足が向くようになり、完全不登校ではない子が中学校で 5 名ほどおられます。学校の方に行くことができるようになっているのは、学校での対応がうまくいっていると思っています。

いじめについては、小学校では覚知が 7 件、認知が 2 件で、解消事案が 3 件、中学校については覚知、認知、解消はありません。子ども達にしっかり目を向けていただき、対応をしていただいている結果だと思しますので、逆に 0 だから何もしていないというわけではなく、各学校においていじめへの対応、それから人間関係作りについて色々な手立てを考えいただき、実施されていると思われま

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

一ノ瀬委員：資料の中で、対応されていると思いますが、対応している方が書かれておらず、空欄になっているのはなぜですか。

武富指導主事：誰かしら対応していると思いますので、そのところを学校へか確認し報告していただくようにします。

北村教育長：不登校についてはご承知のように、全国で 30 万人いて、増える一方であり、本町においても、何かしら手立てがあるのではないかという事で、一つは休まざるを得ない状況というのは、個々の状況によって色々あると思います。でも、簡単に結論を出して欲しくないというのがあり、そのために色々な相談を学校及び関係者としていただきたいと思います。ちょっとしたトラブルでも、学校に行かないという選択肢をし、結論を出してしまうというあたりについては、やはり保護者と学校がもっと連携した形で対応しないといけません。

出雲課長：この件について、他にないでしょうか。

(全委員承諾)

(2) ひっきやで不登校の未然防止と支援について

喜多指導主事：資料により詳細説明。

令和4年度の不登校児童生徒数は、佐賀県内で2,010人。全国、佐賀県ともに増加傾向にあります。白石町では、令和3年度より横ばいの状況です。

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

(全委員承諾)

(3) 令和5年度体力運動能力等調査結果について

喜多指導主事：資料により詳細説明。

令和5年度の4月に小学校5年生を対象とした運動能力調査の結果となっています。

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

(全委員承諾)

(4) 白石町立中学校閉校式及び開校式について

本山係長：資料により詳細説明。

令和5年度末及び令和6年度当初にかけての主要行事日程となっています。中学校の閉校及び開校を控えており、この時期は忙しくなることが予想されることも含めたうえで、学校と教育委員会と協議し決定しました。また、今後も連携を取りながら進めていきたいと思っております。年度末につきましては、3月15日以降、特別時間割を編成して準備を行っていきます。3月22日に修了式、離任式を行いまして、3月23日に閉校式を行います。この件については以前説明しました通り、3中学校それぞれ同時刻に開催しますので、教育委員さんにも出席していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。3月23日が土曜日登校となりますので、21日に代休をとることになります。この資料には載っていませんが、3月27日、28日、29日あたりで引っ越し作業もあります。年度当初については、4月9日に開校式、着任式を行います。このときに新3年生については登校していただき、新しい学校等の準備等について説明します。1日空けて、4月11日が始業式になります。その翌日4月12日に入学式を行います。教育委員さんの閉校式、開校式への出席、よろしく申し上げます。

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

一ノ瀬委員：3月27日頃より引っ越し作業をされる予定ですが、今、すでに備品などの整理で大変な時期だと思います。3つの中学校が統合されるので、備品等においても3つ要らない物があると思います。例えば学校の備品及び教材教具の中で要らない物はどうされるのですか。

本山係長：新しい中学校で使用する物については既に決定しております。やはり使用しない物が出てくるので、そういった物については、年度明けから、譲渡会等を開催したいと考えています。これについては、一般（町民）向けであったり、事業者向けになるかと思っています。なるべく、不要廃棄が出ないようにしていきたいと思っています。まだ、決定していませんが、先日、ある学校から問い合わせがございました。学校関係の備品については、専門的な物があります。そういう物は一般の人は要らないと思われまますので、町外の学校でも利用できるようなという提案がありましたので、検討したいと思っています。

一ノ瀬委員：学校の備品、教材については高価な物がありますので、現在も使用している物で、これから先も使用できるのであれば、有効活用してなるべく廃棄しないようにしてほしいと思います。

本山係長：確かに廃棄が簡単ではありますが、廃棄するにも費用もかかりますので、色々と検討したうえで対応していきたいと思っています。まずは、開校に向けて白石中学校の備品を揃えることを第一に考え、その後、廃棄、譲渡会等も含めて、年度明けになると思いますが、検討していきたいと思っています。

出雲課長：この件について、他にないでしょうか。
(全委員承諾)

(5) 二十歳のつどいの報告について

廣滝係長：資料により詳細説明。

対象者は、3地域合計で244名、出席者は199名（出席率：78.3%）

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。
(全委員承諾)

(6) 人権フェスティバルの標語、作文、ポスター選考結果について

廣滝係長：資料により詳細説明。

選考委員会を経て、入賞作品を決定しました。

テーマ：人権を尊重し、心豊かな白石町の実現をめざして

趣旨：白石町民一人一人が、人権を尊重し、あらゆる差別をなくすと

ともに、心豊かな明るく住みよい白石町の実現に寄与することを目的とする。

主催：白石町・白石町教育委員会

共催：白石町青少年育成町民会議

日時：令和6年2月4日（日）

会場：白石町総合センター（多目的ホール）

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

（全委員承諾）

（7）三十一文字コンテストの選考結果について

廣滝係長：資料により詳細説明。

令和5年度の申し込み数については、3,521首であり、昨年度より増加傾向にあります。選考委員会を経て、入賞作品を決定しました。

表彰式：2月10日開催予定

会場：白石町総合センター

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

（全委員承諾）

（8）卒業式・入学式の割り振りについて

堤 係長：資料により詳細説明。

割り振りについては、再度調整し、後日連絡させていただきます。

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

（全委員承諾）

（9）1月行事予定表について

堤 係長：資料により詳細説明。

出雲課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

（全委員承諾）

6 その他 11:42～

喜多指導主事：2月の教育委員会の前に、委員の方とコンフォートスペース「あい」の視察を行いたいと考えています。午前9時よりコンフォートスペース「あい」の視察を行い、9時30分頃より教育委員会を開催できればと思います。

出雲課長：この件について、よろしいでしょうか。

（全委員承諾）

出雲課長：次回の教育委員会の日程を決めたいと思いますが、2月19日（月）、2月22日（木）で考えていますが、いかがでしょうか。

それでは、2月22日、木曜日の午前9時30分から開催したいと思いますが、いかがでしょうか（コンフォートスペース「あい」視察後）
（全委員承諾）

5 議 事 11：46～

付議第5号 令和6年度準要保護の認定について

北村教育長：白石町教育委員会会議規則第15条による秘密会議宣言。

前田主査：資料により詳細説明（10件）

厳正なる審査の結果、認定が6件、不認定が4件。

委員全員承認（附議第5号）

7 閉 会 12：25

出雲課長